

OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約 【現改比較表】 2023年9月1日現在

～2023年8月31日

2023年9月1日～

第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 料金等	第3章 料金等
第13条 (略)	第13条 (略)
第14条 <u>料金の支払義務</u> 1～3 (略) 4 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額 (料金表 第1表 (料金) に規定する利用料金より消費税相当額を差し引いた額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。	第14条 <u>料金の支払義務</u> 1～3 (略) 4 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。
第15条～第16条 (略)	第15条～第16条 (略)
第4章 雑則 (略)	第4章 雑則 (略)
料金表	料金表
通則	通則
<u>第1～第6</u> (略)	<u>第1～第6</u> (略)

第7 消費税相当額の加算

第14条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額（次に掲げるものを除きます。）は、この料金表に定める額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）とします。

（注1）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第7 消費税相当額の加算

第14条（料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額（次に掲げるものを除きます。）は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注1）この料金表に規定する料金は、税抜価格とします。なお、かつこの額は税込価格を表示します。

（注2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第8 （略）

第8 （略）

第1表 利用料金

第1表 利用料金

1 適用

1 適用

区分	内容	
(1)ABEMAプレミアムに係る利用料金の適用	(略)	
(2)ABEMAプレミアムに係る割引の適用	単位	料金額の減額
	1契約ごとに月額	<u>460円</u>

区分	内容	
(1)ABEMAプレミアムに係る利用料金の適用	(略)	
(2)ABEMAプレミアムに係る割引の適用	単位	料金額の減額
	1契約ごとに月額	<u>418円 (459.8円)</u>

2 料金額			2 料金額		
区分	単位	料金額	区分	単位	料金額
ABEMAプレミアム利用料	1 契約ごとに月額	<u>960円</u>	ABEMAプレミアム利用料	1 契約ごとに月額	<u>873円 (960.3円)</u>
			<u>附 則 (令和5年8月22日 O C N第002386号)</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、令和5年9月1日から実施します。</u>		